

小切手をご利用のお客さまへのお願い

- 「犯罪収益移転防止法」に基づき、10万円を超える金額の小切手に対して現金によりお支払する場合、小切手をお持ちになった方の運転免許証、個人番号カードなどの**本人確認書類**をご提示いただくほか、お取引を行う目的、ご職業等を確認させていただきます。

	確認事項	ご提示をお願いする書類
個人の場合	①本人特定事項 (氏名、住所、生年月日)	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・個人番号カード ・在留カード ・旅券(パスポート)など (注1・2)
	②取引目的	窓口で確認させていただきます
	③職業	窓口で確認させていただきます
法人の場合	①本人特定事項 (名称、本店等の所在地)	・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書など
	②取引目的	窓口で確認させていただきます
	③事業内容	・定款 ・登記事項証明書など
	④議決権保有比率の合計が25%超等の 個人の方の氏名、住所、生年月日(注3)	窓口で確認させていただきます
	⑤来店者の本人特定事項 (氏名・住所・生年月日)	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・個人番号カード ・在留カード ・旅券(パスポート)など (注1・2)
	⑥法人のお客さまのためにお取引の任に あたっていることの確認	・委任状など

(注1) 氏名・住所・生年月日の記載があるものに限りです。

(注2) 顔写真付の書類でない場合、複数の書類の提示をお願いしております。

(注3) 法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日・法人のお客さまとの関係等を確認させていただきます。また、一般社団法人等においても、25%超の配当を受ける個人の方など、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日・お客さまとの関係等を確認させていただきます。

- 上記に加えて、お客さままたは法人の実質支配者が外国政府等における重要な公的地位にある方（並びに過去にその地位にあった方）およびそのご家族に該当するかを確認させていただきます。該当しないことを確認させていただいた場合でも、確認日以降に該当することとなった場合には、速やかに銀行窓口までお申出ください。
- 法令により、受取人の本人確認書類が確認できない場合には、小切手をお持ちになっても現金でのお支払はできません。
- 小切手を振り出されるお客さまにおかれましても、小切手の交付先に対して、上記の旨お伝えいただければ幸いです。
- 必要に応じて、写しをとらせていただくことがあります。

詳しくは、窓口までお問い合わせください。